

非常事態発生時の対応について（お願い）

- 〔非常事態とは〕
- 地震、津波、大雨による地滑り、火災、猛烈な吹雪、大型台風の接近などの自然災害の発生
 - 長時間にわたる停電
 - その他の突発的な事態の発生

1 登校前に非常事態が生じたときは、臨時休業措置をとります。

（連絡があるまで、登校させないでください）

非常事態発生時の連絡方法

- メール一斉送信で知らせる。
- メール一斉送信が不可能の場合、学校から校外指導部員（町内PTA会長）の固定電話または携帯電話に連絡する。
その場合、校外指導部員は、各町内の保護者に連絡してください。
- 固定電話も携帯電話も使用不可能の場合は、安全の確認や電話での連絡が可能になるまで自宅待機する。
※小友小学校の電話は停電の場合でも1台は緊急電話として使用が可能です。

2 授業中に非常事態が発生したとき

- 事態が収まるまで子どもを学校に待機させ、事態が収まったら保護者の方に直接学校へ迎えに来ていただく。（お迎えの方が来るまで児童を学校に待機させます。）

3 登下校中に非常事態が発生したとき

- 家の人と話し合っただけ決めた避難場所に避難する。
（避難場所を話し合っただけ決めておいてください。）
- 近くの人に助けを求める。
- 学校や家庭に子どもが到着していないときは、学校職員が電話や巡回により、所在を確認する。